

建築計画提出基準を改訂

商業、宗教関連など拡大

周辺とトラブル防止指導

宮崎市が方針

宮崎市は一定規模以上の人が

が集まる施設の建設について

て、建築主が建築確認申請書

を提出する前段階で、市に建

築計画の提出などを求める考

えを固めた。法的拘束力はな

いが、住民とのトラブルが起

きないよう指導する。9月ま

で、対象となる施設基準な

ど改訂内容をまとめる。

市都市整備部によると、改

訂するのは1991年制定の

「市中高層建築物に関する指

導要綱・要領」。「九州一の

景観都市」を目指す市は、2

005年と08年度に一部改訂

している。この中で、建築主

らは建築確認申請書の提出前

に建築計画を提出するほか、

近隣住民の求めがあれば事前

説明することや工事安全対策

などが求められている。

今回市が見直しの方針を打

ち出したのは、対象となる建築

物の範囲。現行では「地上3階

以上の共同住宅など」となっ

ているが、商業施設や宗教施

設など一定規模以上の人が集まる施設まで広げる方針だ。

見直すきっかけとなったの

は、市内で起きた宗教学法人の

進出反対問題。地元住民によ

る反対署名や決起集会があ

り、しこりを残した。市は、

宗教施設に特定した規制は

できないが、トラブル防止の

方策はないかと検討してき

た。

市には年間2千件の確認申

請がある。対象拡大で建築士

の負担が増すため、関係団体

に理解を求めていく。都市整

備部は「余分なハードルがで

きることになるが、住民への

情報提供が大切と考えたと

している。